

平成 30 年 4 月 18 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

日本 HTLV-1 学会登録医療機関の設置について

HTLV-1 対策については、平成 22 年に策定された HTLV-1 総合対策に基づき推進しており、その重点対策として「相談支援（カウンセリング）」が位置づけられているところです。

厚生労働省におきましては、これまで厚生労働省ホームページにおいて、全国の相談窓口を公表しておりましたが、今般、日本 HTLV-1 学会において、より専門的な HTLV-1 感染者（キャリア）の相談と支援を行う医療機関として、下記医療機関が登録されました。

HTLV-1 は治療法が確立していないことから、HTLV-1 感染者（キャリア）や関連疾患患者が適切な医療機関を受診し、十分な内容の診療が得られるようにしていくことが必要となります。

つきましては、保健所や医療機関への助言も可能なより専門的な医療機関として、下記医療機関について、貴管内の保健所や医療機関に広く周知いただき、引き続き HTLV-1 に関する相談等があった場合には、適切な対応をよろしくお願いします。

記

- 1 東京大学医科学研究所附属病院（東京都）
- 2 聖マリアンナ医科大学病院（神奈川県）
- 3 JR大阪鉄道病院（大阪府）
- 4 佐賀大学医学部附属病院（佐賀県）
- 5 公益財団法人慈愛会今村総合病院（鹿児島県）
- 6 鹿児島大学病院（鹿児島県）

【参考】日本 HTLV-1 学会ホームページ

日本 HTLV-1 学会登録医療機関の設置について

<http://htlv.umin.jp/info/201804hospital.html>